

# 志摩市スポーツ推進計画

平成28年3月

志摩市教育委員会

# 目 次

1. 「志摩市スポーツ推進計画」の改訂にあたって	1
(1) 計画改定背景と趣旨	1
(2) 計画の性格	2
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の構成	2
2. 現状と課題	3
(1) スポーツを取り巻く社会環境	3
(2) 志摩市の現状	4
(3) アンケート調査結果	7
(4) 課題の整理	11
3. 基本理念	14
4. 計画の体系	16
5. 基本施策	17
(1) 生涯スポーツの推進	
① スポーツ・レクリエーション活動の推進	17
② トップレベルに触れる場の提供	18
③ スポーツ推進委員によるスポーツ推進	19
④ 表彰・奨励の充実	19
(2) スポーツ施設の整備・充実	
① 施設整備と効率的な運営	20
② 学校施設の開放	20

(3) スポーツ団体等の育成・支援	
① 総合型地域スポーツクラブの育成・支援	21
② スポーツ指導者の育成・確保・資質向上	22
6. 計画の推進	23
用語解説	24
参考資料	25
・ 志摩市スポーツ推進審議会委員	
・ 志摩市スポーツ推進審議会 審議経過	
・ 志摩市スポーツ推進審議会に関する条例	

# 1. 「志摩市スポーツ推進計画」の改訂にあたって

## (1) 計画改定背景と趣旨

志摩市においては、本市にふさわしいスポーツ文化を創造し、今後のスポーツ振興をより総合的・効果的に推進していくための基本指針として平成 21 年 3 月に「志摩市スポーツ振興計画」を策定しました。そして、「生涯スポーツの振興」、「スポーツ施設の整備・充実」、「スポーツ団体等の育成・支援」の 3 つの基本目標のもと、生涯スポーツ社会の実現のため、様々な具体的方策を展開しました。

国はスポーツ振興法（昭和 36 年制定）に基づき様々なスポーツ振興施策を実施してきましたが、スポーツの実施目的の多様化、地域におけるスポーツコミュニティの重要性の高まり、プロスポーツの発展などスポーツを取り巻く環境は大きく変化をしています。

こうした状況を踏まえ、国は平成 22 年に今後の国のスポーツ政策の基本的な方向性を示す「スポーツ立国戦略」を制定しました。

さらに、この戦略を基に、平成 23 年に「スポーツ振興法」を全面改正し、スポーツに関する基本理念を明示するとともに、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を定める「スポーツ基本法」を施行しました。また、平成 24 年にこの法律に基づく今後概ね 10 年間のスポーツの推進に関する基本的な方向性を示す計画として「スポーツ基本計画」が策定され、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出をめざしています。

志摩市スポーツ推進計画の策定にあたり、スポーツには地域の子ども、高齢者、障がいのある人も含め、すべての市民が心身の健康の保持増進や体力の向上を図るとともに、生きがいのある、活力に満ちた生活を送るための重要な役割を果たしています。さらに、人と人との交流を深め、よりよい人間関係を築くことにもつながるものであり、コミュニティの形成や青少年の健全育成を図るうえで大きな意義を有していると言えます。

三重県においては、昭和 61（1986）年の「第 1 次三重県生涯スポーツ振興計画」の策定以来、改定が重ねられ、現在は、平成 27 年 3 月策定の「第 8 次三重県スポーツ推進計画」に沿って、さまざまな事業の展開を図っているところです。

志摩市は、平成 16（2004）年 10 月に志摩郡 5 町の合併によって生まれました。平成 17 年度策定の「志摩市総合計画」（平成 22 年度後期基本計画策定）では、目指す市の将来像を「住んでよし、訪れてよしの志摩市をめざして」とし、政策の一つに「教育・文化の志 - 人を育て、ふるさとを誇る」を掲げており、「住んでよかった・訪れてよかった」を実感できる、豊かで住みよい志摩市の実現に向けスポーツは大きな役割を持っています。

こうした状況にあって、本市では平成 26 年度に、「志摩市スポーツに関する市民アンケート調査」を実施し、計画策定当初からこれまでに実施してきた方策の進捗状況や成果を確認するとともに、市民のスポーツに関する意識や取り組み状況の分析をもとに、現状に即した見直しを行い、より一層、総合的かつ計画的にスポーツの推進を図るため、本計画を改訂しました。

なお、改訂にあたり、本計画は「志摩市スポーツ推進計画」に名称を変更しました。

## (2) 計画の性格

この計画は、「志摩市総合計画」及び「志摩市教育推進計画」を上位計画とし、それらとの整合性を図るとともに、「志摩市教育方針及び教育目標」を踏まえながら、スポーツ基本法第10条により、また、志摩市スポーツ推進審議会の意見を聴きながら、本市におけるスポーツ推進の基本的な方向性を示すものです。

また、国の「スポーツ基本計画」や県の「三重県スポーツ推進計画」における施策の方向を考慮した本市独自の基本計画としての性格を有するとともに、市民や関係団体、学校、行政が認識を共有し、地域社会全体でスポーツ推進に取り組むための指針となるものです。

## (3) 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から志摩市総合計画の計画期間の終期に合わせ平成37(2025)年度までとします。

ただし、社会情勢の急激な変化等により改定が必要になった時は、その期間内であっても見直しを行うものとします。

## (4) 計画の構成

この計画は、「現状と課題」「基本理念」「基本施策」で構成されています。

まず、はじめに「現状と課題」でスポーツを取り巻く社会環境及び志摩市の現状を踏まえつつ、アンケート結果より、本市におけるスポーツに関する課題を整理しています。

そして、「基本理念」で計画推進における基本となる考え方を示すとともに、「基本施策」でスポーツ推進に向けた基本的な推進方策を示しています。

## 2. 現状と課題

### (1) スポーツを取り巻く社会環境

スポーツの推進は、今や競技スポーツの向上としてのみでなく、生涯にわたるスポーツ活動を通じて、健康づくり、体力づくり、市民交流の場づくりなどとして関心が高まってきています。

これに対応して、地域のなかでのスポーツの日常化をめざした生涯スポーツの推進が求められています。

本市におけるスポーツ施設は、それぞれの地域に各種施設が整備されているものの、老朽化が進んでいる施設や耐震補強を必要とする施設などがあり、適切な調査診断を行ったうえで、改修・補修等の措置が求められています。

生涯スポーツの推進を、地域に根づいたものにするためには、各種スポーツクラブ、スポーツ団体等への活動支援や優れた指導者の育成・確保などスポーツ推進の基盤づくりが必要です。

そのような中、本市においても、少子高齢化や高度情報化、国際化などが進み、市民の健康・体力の実態、市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、スポーツを取り巻く環境においても次のような変化がみられます。

#### ○少子化と子どものスポーツ離れ

文部科学省が実施している「児童生徒の体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和 60 年頃から低下傾向が続き、ここ数年でやや上昇傾向に転じたものの、親の世代と比較するとほとんどの項目において下回っています。身長や体重等の体格は、親の世代を上回ってはいるものの、体力低下傾向は依然として改善されていないのが現状です。

子どもの体力低下の原因として外遊びやスポーツの重要性の軽視など意識の問題、都市化・生活の利便化等の生活環境の変化、空き地などの手軽に遊べる場所の減少が挙げられます。また、子どもの数の減少によって地域のスポーツ団体が成立しない状況が生じたり、学校運動部の休部・廃部が増加するなど、子どもたちが運動する機会が減少しています。

少年期のスポーツ活動の大切さが言われる中で、さらに地域での指導者不足もスポーツする楽しさに触れる機会も少なくしています。子どもたちのスポーツ離れが進み、子どもの体力・運動能力の低下傾向が見られます。中でも、運動する子どもとしない子どもの格差が顕著になっています。

#### ○余暇活動の多様化

余暇を積極的に活用してさまざまな活動に取り組む人々が増えており、その一つとしてスポーツに対する関心が高まっています。スポーツへのかかわり方は人それぞれ多様であり、自らスポーツを行う人のほか、スポーツを見て楽しむ人やスポーツイベントのボランティアなどとしてかかわる人もいます。

まもなく団塊の世代の多くが退職を迎えることで、余暇が増え、「自ら行う」「みる」「支える」などさまざまな形でスポーツにかかわる人が今後ますます増えるものと予想されます。

#### ○体力の低下とストレスの増大

生活が便利になったことに伴い、近い距離でも自動車で出かける、階段ではなくエレベーターを利用するなど、日常生活において体を動かす機会が減少しています。その結果、人々の体力や運動能力の低下を招き、特に次代を担う子どもの体力の低下が大きな社会問題となっています。

また、現代はストレス社会と言われるように、学校や職場、地域社会、さらに家庭においても、人々はさまざまな精神的ストレスを抱え生活をしています。こうしたストレスの増大に加え、食生活の変化

などから生活習慣病などの病気にかかる人が増える傾向にある中で、心身両面にわたる健康の保持増進や体力の向上に役立つスポーツの重要性があらためて見直されつつあります。

### ○人間関係の希薄化

個人主義のまん延や地域での共同作業の減少、さらに高齢者世帯の増加に伴って、血縁や地縁による人間関係が希薄になりつつあります。そうした中で、スポーツを通じて交流を深めることで、家族の絆や地域における人々のつながりを強めていこうという動きが各地で見られます。住民相互の新たな連携は、それぞれの地域が持つ教育力や防犯機能を高め、地域全体の活性化につながるものであり、そのためにスポーツが果たす役割は大きいと言えます。最近では、性別や年齢、活動種目などが限定されている従来のスポーツクラブではなく、身近な地域において、子どもから高齢者までさまざまなスポーツを愛する人々が、それぞれの興味や目的に応じて参加できる、新しいタイプのスポーツクラブの育成が求められています。

### ○市民活動の活発化

市民ニーズの多様化や地方分権の進展などにより、近年、各地域でNPOやボランティアなどの市民活動が活発化しています。その背景には、子育てや環境、福祉などにおける、地域が抱えるさまざまな課題の解決を行政だけに頼るのではなく、市民が自分たちの力で、または市民と行政が協働で取り組んでいこうという動きがあります。こうした中、スポーツ施設の管理・運営やスポーツクラブの定着・発展など、地域スポーツの推進においても市民活動の力が不可欠となっています。

### ○大規模大会開催の好機

三重県では、平成 30 年には全国高等学校総合体育大会、平成 32 年には全国中学校体育大会、平成 33 年には国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、平成 32 年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される予定です。

また、本市においても国民体育大会に向け準備を進めています。

これらのことは、広く市民の皆さんがスポーツに親しむ機会であり、トップアスリートを身近で感じることが、市民の皆さんに夢と希望をもたらし、さらに、地元選手等の活躍により、一体感の醸成が期待できるものです。

このようなスポーツを推進する絶好の機会を的確に捉え、市民の皆さん全体にスポーツの価値を広く及ぼすとともに、一過性ではないスポーツを通じた人づくり、地域づくりの取組をさらに進めていく必要があります。

## (2) 志摩市の現状

### ○人口の推移

国勢調査に基づく平成 22 (2010) 年 10 月 1 日現在の人口は、54,694 人となっています。昭和 55 (1980) 年の旧 5 町 (浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町) の合計人口 63,065 人と比べると 13.3%ほど減少しています。全国的な傾向と同様、少子高齢化が進み過疎が進んでいるものと予測されます。

### ○市民活動の状況

福祉や環境、教育などさまざまな分野でのボランティア活動が盛んであり年々増える傾向にあります。

平成 10 (1998) 年 10 月のNPO法 (特定非営利活動促進法) の施行により、ボランティア団体や市民活動団体も法人格を取得できるようになり、本市内においても平成 27 (2015) 年 3 月 31 日現在、19

団体が組織されています。

## ○スポーツ施設の状況

市内には、長沢野球場、志摩総合スポーツ公園、磯部ふれあい公園などの土および天然芝の多目的グラウンド、プール、柔剣道場や体育館、テニスコートなどのスポーツ施設があります。そして、浜島地区と志摩地区にはB & G海洋センターがあり、いずれの施設も市民のスポーツ活動の場として利用が図られています。

現在、一部の市内公共スポーツ施設において指定管理者制度を導入し、管理運営の効率化に努めています。また、市内の小中学校 21 校では社会体育施設として利用するため学校施設の開放が行われており、円滑に運営がされています。

しかしながら、現況では、市民ニーズに十分応えられていない部分もあり、「志摩市総合計画」の中でもスポーツ施設の充実がうたわれています。

## ■社会体育施設の現状

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

施設名	施設面積 (㎡)	内容
浜島B & G海洋センター	2,691	アリーナ 852 ㎡、ミーティングルーム 49 ㎡、武道場・トレーニングルーム 430 ㎡、屋内温水プール 862 ㎡
浜島ふるさと公園	32,293	多目的グラウンド、芝広場、テニスコート 2 面(全天候型人工芝)、夜間照明設備
迫塩プール (休止中)	360	25mプール 6 コース 300 ㎡、幼児用プール 60 ㎡
ともやま公園 ※	900,000	球場 (夜間照明設備 6 基)、プール (25m×15mおよび変形幼児プール)、テニスコート (全天候型人工芝 4 面)、多目的屋内運動場 (土床でミニサッカーおよびテニスコート 2 面等利用、トレーニング室) 他
大王相撲場	100	屋内土俵場 1
大王柔剣道場	220	道場 128 ㎡研修室 41 ㎡
志摩B & G海洋センター	2,672	アリーナ 726 ㎡、ミーティングルーム 49 ㎡、武道場・トレーニングルーム 456 ㎡、屋内プール 952 ㎡
志摩総合スポーツ公園	62,000	多目的グラウンド 23,300 ㎡、子供広場遊具・グラスボード広場・屋外便所・相撲場 3,800 ㎡、テニスコート 2 面(全天候型)1,000 ㎡、ゲートボール場 1,000 ㎡
阿児ふるさと公園多目的広場	7,750	夜間照明設備、バックネット常設ソフトボール 1 面
阿児ふるさと公園テニスコート	5,700	テニスコート 5 面
長沢多目的広場	13,600	多目的広場
長沢野球場 (軟式)	23,000	両翼 92mセンター118m、スタンド 540 席、夜間照明設備
賢島スポーツガーデン	12,000	テニスコート 7 面 (内、夜間照明使用可能コート 5 面)、クラブハウス 180 ㎡ (男女シャワー室各 12 ㎡)
磯部プール	1,155	プールハウス、管理室、機械室、25m×13mプール 1 基、変形幼児プール 1 基
磯部ふれあい公園	50,017	体育館(管理室・アリーナ・トレーニング室・ミーティング室・キッズルーム・器具庫)2,454 ㎡、多目的広場(野球場・ナイター照明設備 6 基)11,479 ㎡、幼児広場(遊具・休憩所・植栽他)、芝生公園(遊具・植栽他)、テニスコート(全天候性 4 面)、冒険広場(遊具)、屋外便所 30 ㎡、
迫塩社会体育館	605	アリーナ 585 ㎡

※観光戦略室所管

資料：志摩市総合計画

## ○スポーツ講座・教室等の開催状況

体育協会やスポーツ少年団、各地区の総合型地域スポーツクラブが開催する各種目別競技大会や講習会などのスポーツイベントを開催しています。

また各地区でスポーツやニュースポーツを普及するための教室や講座が開催されており、特に志摩地区と浜島地区のB&G海洋センターでは、プール施設を使ったさまざまな催しが行われています。

## ○スポーツ組織、団体の状況

20の部会と1地区の支部協会で構成する体育協会のほか、28の単位団で組織するスポーツ少年団などの組織があります。また、種目や地域、職場の単位で多くの市民サークルや団体がスポーツ活動を行っています。

スポーツ人口の拡大を目的に、国や県が推し進める総合型地域スポーツクラブについては、「志摩市総合計画」の中でその設立がスポーツの重点施策として位置づけられており、現在、磯部地区、志摩地区、浜島地区の3つのクラブが活動を行っています。

## ○学校運動部活動の状況

県内の公立中学校においては、平成17年度から平成26年度までの10年間で、運動部の数が87部ほど減っておりますが、1校あたりでは男子では0.02部、女子では0.15部の増加となっております。少子化の影響による学校の統廃合が原因であり、10年間で11校が減少したことによるものと思われます。また、運動部加入率についても、平成17年度には78.0%だった県平均が10年間で1.8ポイントほど減少し、平成26年度では76.2%となっております。

市内中学校における運動部数は、平成20年度には79部であったものが、平成26年度には71部に減少しています。特にソフトボールなど団体競技部数が減少しています。

表 公立中学校の運動部数、加入率等の推移（三重県）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
学校数（含分校）	170	170	170	170	166	166	167	166	164	159	
生徒数（人）	52,065	51,660	51,648	51,219	51,208	50,808	51,258	50,923	51,063	50,021	
運動部数（部）	1,762	1,757	1,753	1,675	1,754	1,726	1,682	1,678	1,686	1,675	
平均設置部数（部）	男子	5.42	5.37	5.34	5.32	5.47	5.38	5.24	5.21	5.30	5.44
	女子	4.94	4.96	4.97	4.99	5.10	5.02	4.89	4.90	4.98	5.09
設置種目数（種目）	19	18	17	17	17	17	17	18	18	20	
運動部加入率（%）	県平均	78.0	78.3	78.9	78.3	78.0	78.0	77.2	76.8	76.2	76.2
	男子	87.7	87.4	88.9	88.0	87.8	88.2	87.7	87.7	86.9	86.3
	女子	67.5	68.6	68.3	68.1	67.5	67.1	66.0	65.3	64.9	65.5

資料：三重県教育委員会調べ

### (3) アンケート調査結果

本市では、前回の第1次志摩市スポーツ振興計画を策定する際にスポーツに関する市民意識や活動の状況を把握するため、平成20(2008)年2月に、小学生、中学・高校生、成人を対象にそれぞれ「志摩市スポーツに関する市民アンケート調査」を実施しました。今回、志摩市スポーツ推進計画を策定するにあたり、スポーツを取り巻く意識や活動状況がどのように変化したかを調査するため、平成27年(2015)年2月に、前回と同様の対象区分に、同様の質問を行った「志摩市スポーツに関する市民アンケート調査」を実施しました。

#### ① 小学生アンケート調査の概要

[調査対象] 志摩市内の小学校5年生 全校児童

[調査期間] 平成27年2月10日～平成27年3月20日

[調査方法] 学校を通じた配布、回収

[配布数・回収数・回収率] 配布数=401、回収数=389、有効回収率=97.01%

#### ② 中学生アンケート調査の概要

[調査対象] 志摩市内の中学校2年生 全校生徒

[調査期間] 平成27年2月10日～平成27年3月20日

[調査方法] 学校を通じた配布、回収

[配布数・回収数・回収率] 配布数=462、回収数=440、有効回収率=95.24%

#### ③ 高校生アンケート調査の概要

[調査対象] 志摩市内の高等学校2年生 全校生徒

[調査期間] 平成27年2月10日～平成27年3月20日

[調査方法] 学校を通じた配布、回収

[配布数・回収数・回収率] 配布数=216、回収数=158、有効回収率=73.15%

#### ④ 成人アンケート調査の概要

[調査対象] 20歳以上の志摩市民1,200人(各種団体(志摩市老人クラブ連合会・志摩市体育協会・志摩市スポーツ少年団・いそべスポーツクラブ・志摩スポーツクラブ・浜島スポーツクラブ・賢島スポーツガーデン・志摩パークゴルフ場・運動推進リーダー))

[調査期間] 平成27年2月10日～平成27年3月20日

[調査方法] 各種団体を通じた配布回収

[配布数・回収数・回収率] 配布数=1,200、回収数=798、有効回収率=66.5%

### ○スポーツへの関心度

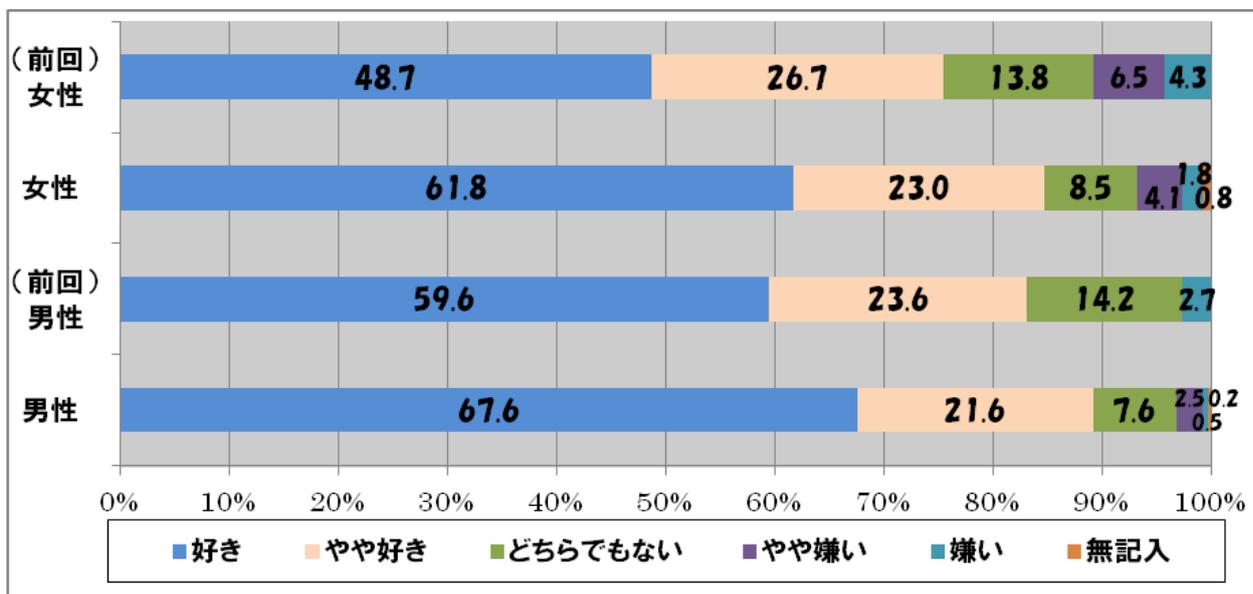
「スポーツで体を動かすことは好きか」という問いに対して、前回と同様に小学生、中学・高校生、成人のいずれも、「好き」または「やや好き」と答えた肯定的意見の人が、「やや嫌い」または「嫌い」と答えた否定的意見の人を上回っています。「好き」または「やや好き」と答えた人の割合は小学生で83.8%、中高年生で72.8%、成人で87.1%となり、前回アンケートと比較しますと、中学・高校生では好きと答えた人の割合は低下しましたが、それ以外では上昇する結果となりました。

これに対して、「テレビや競技場でスポーツを観ることは好きか」という問いに対して、「好き」または「やや好き」と答えた肯定的意見の人は、各世代で「嫌い」または「やや嫌い」を上回り、特に成人では前回のアンケートより「好き」と回答する割合が高くなり、スポーツを観て楽しむ人が増えていることがうかがえます。

また、成人の調査結果を性別で見ると、体を動かすことが「好き」または「やや好き」と答えた人が男性では89.2%と前回の調査より6%程上昇し、女性も84.8%と9%程上昇し、運動が好きな人の割合が増加しています。スポーツ観戦についても、「好き」または「やや好き」と答えた人が男性では90.2%、女性は84.5%と双方とも前回より上昇しましたが、今回の調査でも男性の方がスポーツに対する関心が高い結果となりました。

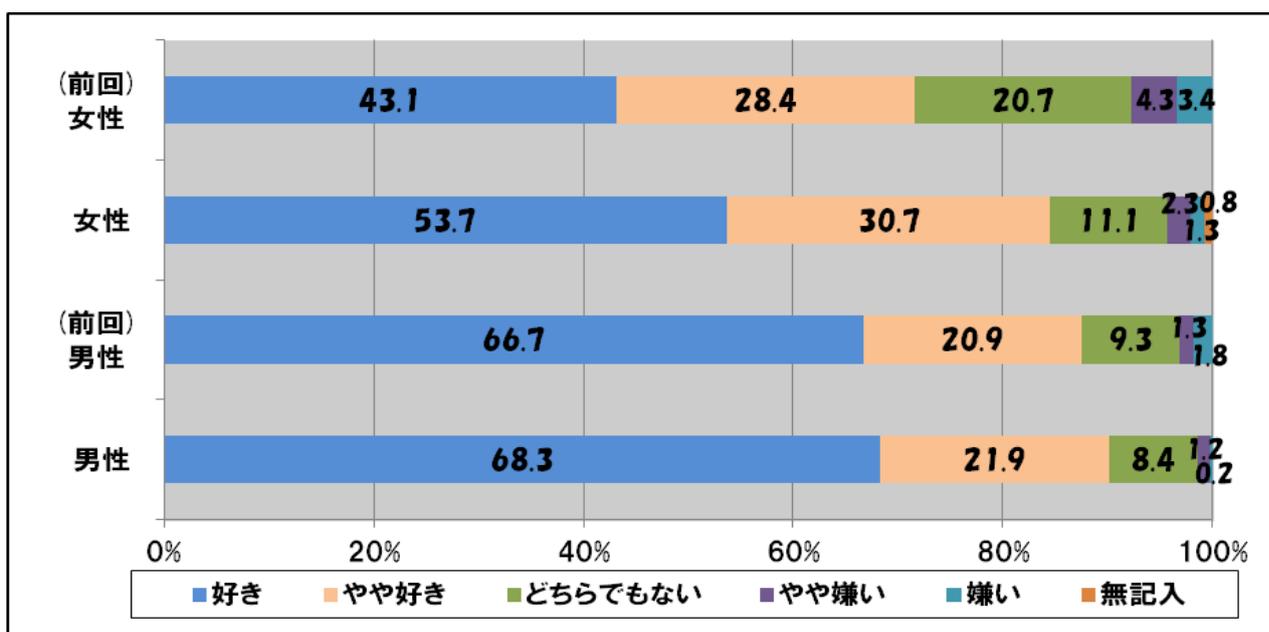
成人／性別【回答者数：男 407、女 387】

「スポーツで体を動かすことは好きか」



(%)

「テレビや競技場でスポーツを観ることは好きか」



(%)

## ○スポーツの実施状況

「(学校の体育の授業以外に) 日頃どれくらいスポーツをしているか」という問いに対して、小学生では「週に1～2回 (29.1%)」、中学・高校生では「週に5日以上 (61.7%)」、成人では「週に1～2回 (33.4%)」と答えた人が最も多く、前回調査と同様の結果となりました。中学・高校生で「週5日以上」と答えた生徒の多くは、学校の部活動でスポーツをしているものと考えられます。

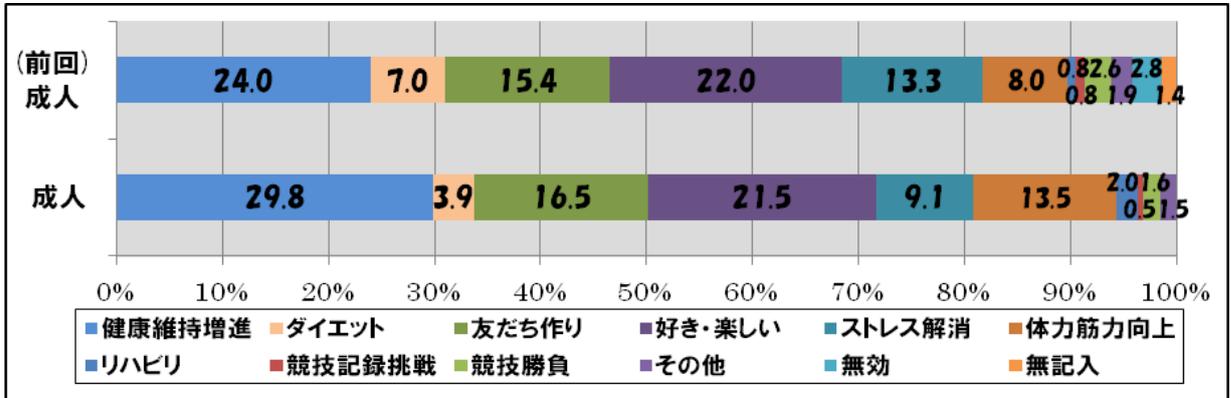
成人の調査結果を性別で見ると、「スポーツはしない」が男性では6.8%であるのに対して女性は12.9%となっており、「年に数日」も合わせると20.6%に上りますが、前回調査と比較しますと、スポーツをしない割合は減少しており、日常的にスポーツを行う人が増加している結果となりました。

また、中高生の調査結果を中高生別性別で見ると、中学生に比べて高校生のほうが、男子に比べて女子のほうが運動する機会が少なくなっています。特に、高校生の女子では週1日以上とする人が28.0%となっており、中学生男子94.8%、中学生女子78.1%、高校生男子66.2%に比べると、極端に少なくなっています。

「月に1～2日程度」以上スポーツをしている成人に対して、その目的・理由を尋ねた問いでは、「健康を保持・増進するため」と答えた人が最も多く29.8%と約3割となりました。次いで「スポーツが好きだから・楽しいから (21.5%)」、「友達づくり・交友のため(16.5%)」、「体力・筋力を向上させるため (13.5%)」と続いており、前回調査時と同様に市民がスポーツを通して心身の健康や生きがいを得ることを求めていることがうかがえます。

成人【回答件数：1590（3つまで回答可）】

「どのような目的・理由でスポーツ活動を行いたいと思うか」

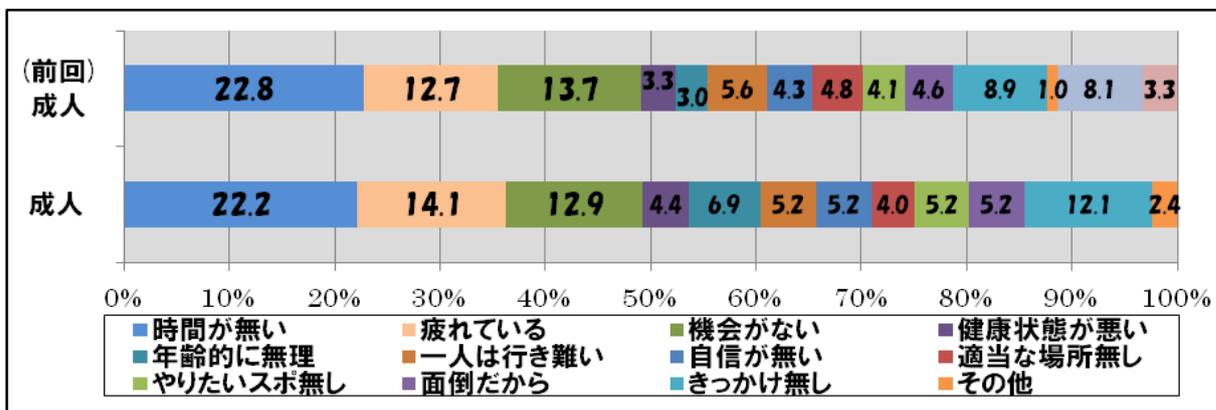


(%)

スポーツをしない、またはほとんどしない人の理由としては、「仕事や家事が忙しく時間がないから」と答えた人が22.2%と最も多く、次いで「仕事や家事等で疲れているから(14.1%)」、「機会がないから(12.9%)」、「きっかけがないから(12.1%)」と続いています。

成人【回答件数：248（3つまで回答可）】

「スポーツをほとんどしない・全くしない理由はなにか」



(%)

### ○今後のスポーツ意向

「今後又は今後もスポーツ活動を行う気持ちはあるか」という問いに対しては、小学生、中学生、成人のいずれも「ある」と答えた人が過半数を占めました。高校生については男女ともに「どちらともいえない」と答えた人が大半を占めました。具体的な種目としては、小学生では「ダンス(20.3%)」、「サッカー(13.1%)」、「野球(10.8%)」、「テニス(7.8%)」、中学生では「野球(12.3%)」、「陸上(12.3%)」、「バレーボール(12.0%)」、「サッカー(9.1%)」、高校生では「バスケットボール(16.2%)」、「サッカー(14.7%)」、「バドミントン(13.2%)」、「バレーボール(8.8%)」、成人では「グラウンドゴルフ(10.4%)」、「ウォーキング(7.1%)」、「パークゴルフ(6.7%)」、「野球(5.5%)」、が上位となり、前回調査と比較し特に小学生ではダンスが上位になるなど、大きな変化がありました。

### ○「総合型地域スポーツクラブ」の認知度と参加意向

「総合型地域スポーツクラブ」については、「知らない」と答えた人が中学・高校生で75.9%、成人で41.8%と大半を占めており、前回調査時と同様に認知度が低いことがうかがえます。

「総合型地域スポーツクラブ」への参加意向としては、中学・高校生、成人ともに「ぜひ参加したい」と「やりたい種目があれば参加したい」と答えた人を合わせると、参加意向のある人はそれぞれ中学・高校生で36.9%、成人で72.1%に上り、きっかけがあれば参加する気持ちがあることがうかがえます。

### ○市の取り組みに対する市民意識

成人に、「市が行っているスポーツの取り組みについて満足しているか」と尋ねた問いでは、「満足している」、「やや満足している」と答えた肯定的意見の人は合わせて30.1%、「やや不満がある」、「不満がある」と答えた否定的意見の人は合わせて24.3%であり、「どちらでもない・無回答」と答えた人が44.7%と最も多くなっています。前回調査より満足と答えた人は増加していますが、今後、市では、更なる市民の満足が得られるような、ニーズに応じた取り組みを行っていく必要があります。

「市が行っているスポーツに関する情報提供は、充分だと思うか」という問いに対しては、「わからない・無回答」と答えた人が45.7%と約半数を占めており、「もっと情報提供を行ってほしい」と答えた人は40.1%、「充分」と答えた人は14.2%となっています。

また、スポーツに関する情報の入手方法については、「市の広報紙」が最も多く21.9%、次いで「友人・家族（19.4%）」、「チラシ（各戸・回覧）（14.9%）」と続いています。

市や体育協会が行うスポーツ教室や研修会、講習会について「どのような内容で開催してほしいか」という問いに対しては、「健康づくりが中心の講座にしてほしい」と答えた人が27.1%とを占めています。次いで「中高年のスポーツ（20.0%）」、「体力づくり中心の講座にしてほしい（16.8%）」と続いています。

「どのようなスポーツ施設等の整備が必要だと思うか」という問いに対しては、成人の約半数が「さまざまなスポーツが楽しめる総合的なスポーツ施設を整備する（23.6%）」ことや、「高齢者が手軽に利用できるスポーツ施設を整備・充実させる（22.4%）」、「地域別のスポーツ施設を整備・充実させる（15.3%）」ことを望んでおり、高齢者が利用できる施設を整備・充実させることを希望する人が前回調査時に比べ、増えていることがうかがえます。

#### ○各地区のスポーツイベント等に対する意向

成人に、「各地区において開催されているスポーツ大会・教室を今後どうすべきか」と尋ねた問いでは、「いまのままで良い」と答えた人が最も多く41.9%と大半を占めています。また、「わからない」と答えた人が29.9%と「いまのままで良い」に次いで多く、「統合すべき」については14.3%に止まりました。

## （４）課題の整理

スポーツを取り巻く社会環境やアンケート調査の結果等から、本市のスポーツの推進に向けて取り組むべき主要な課題として、次の項目が挙げられます。

#### ○スポーツを通じた健康づくり

高齢化が進展する中で、中高年層を中心とした市民の健康の保持・増進は、医療費等の社会保障費の軽減につながることもあり、重要な課題であると言えます。

成人向けのアンケート調査の結果によると、週に1日以上スポーツしていると回答した人は68.8%であり、「スポーツはしない・無回答」が12.4%となっています。また、「年に数日」の8.1%も合わせると全体の約2割の人が運動をしていませんが、前回調査時は約3割強の人が運動していないと答えたことから、運動をする人が少しずつ増えていることがわかります。

なお、前回調査時と同様にスポーツをしない主な理由としては、「仕事や家事が忙しくて時間がない」「機会がない」などが挙げられており、日常生活におけるゆとりが少ないことがうかがえます。

このような状況の中で、さまざまな精神的ストレスを抱えて生活する今日では、心身の両面からスポーツを通じた健康づくりが必要となっています。

#### ○スポーツを通じた子どもの体力づくり

近年、次代を担う子どもの運動能力の低下傾向が、非常に大きな社会問題となっています。このことは「第8次三重県スポーツ推進計画」においても指摘されており、活力に満ちた豊かな生活を送るために体力の充実は不可欠です。

子どもたちの健全な心身の育成に向けて、スポーツが好きな子どもを一人でも多く増やすために、学校・地域・家庭が一体となって、子どもの体力の向上を図っていくことが必要となっています。

## ○スポーツを通じた交流

少子高齢化や核家族化等が進展する今日では、子育て中の親や高齢者、障がいのある人などが地域から孤立することがないように地域で支えていかなければなりません。

高齢者スポーツは生活習慣病や寝たきりの予防、高齢者の生きがいづくりなど、さまざまな観点から推進を図っていく必要があります。

障がい者スポーツはリハビリテーションの一環として行われるだけでなく、障がい者にとって生涯にわたって楽しみや充実感をもたらし、豊かなくらしを送っていくために重要なものの一つとして位置づけられています。また、交流を通じた障がいのある人の社会参加の促進も求められており、身近な場所で気軽にスポーツ活動を行うことができる環境づくりが求められています。

地域の人々のつながりを強め、地域全体の活性化につながるよう、スポーツを通じた交流が必要となっています。

また近年、社会、経済、文化などあらゆる面での国際化が進展しており、本市においても在住外国人が多数居住するようになってきました。国際化を常に意識しなければならない時代となっており、異文化との交流によって地域の特質、長所、短所を見つめ直すと同時に、相互の理解を深め、ことばの違いによるコミュニケーション不足や文化や生活習慣の違いから生じる問題解決に向けて、市民と在住外国人が互いの文化や価値観を受け入れ国際感覚に富んだ人づくりとともに、国際社会に開かれたまちづくりを進めることが求められています。

さらに、国民体育大会の開催に向けて、観光関係部局とも連携しながら進めていく必要があります。すでに、スポーツイベント等を通じて交流人口の増加を図る取組みや、スポーツ合宿等の誘致を通じて地域の活性化につなげる取組みを行っていますが、平成 33（2021）年には本市においても国民体育大会の競技種目の開催が計画されており、開催に向けて県や競技団体と連携しながら取組みを進めていきます。

国民体育大会の開催を一過性のものとしなため、国民体育大会開催後を見据え、スポーツを通じた地域活性化の取組みについて県や関係団体、観光関係部局と連携や情報共有を図りながら、検討を進めていきます。

## ○地域スポーツの推進

スポーツを取り巻く社会状況が大きく変化する中、多様化する住民のスポーツニーズ、既存団体におけるメンバーの固定化や高齢化など、旧来型の仕組みでは十分に対応できない状況が生じるとともに、今後、少子化に伴う部員数の減少による学校の運動部活動の停滞も予想されます。こうした状況を改善するために、国や県では総合型地域スポーツクラブの設立を推し進めており、各地域でライフステージに応じてスポーツにかかわることができる環境づくりが求められています。

身近な地域で子どもから高齢者まで、あらゆる人々が生涯にわたりそれぞれの興味・目的・年齢や体力に応じて主体的、継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていきます。

本市の地域スポーツの推進にあたっては、既存スポーツクラブはもとより、自治会、各地区に設立を目指す総合型地域スポーツクラブなどを通じた活動が必要となっています。

## ○女性を取り巻くスポーツ環境

成人向けのアンケート調査によると、スポーツへの関心度、スポーツの実施状況ともに、男性に比べて女性のほうが低く、スポーツに対するかかわりが希薄である結果が出ています。女性のスポーツをしない理由として、「仕事や家事が忙しくて時間がない」「仕事や家事で疲れている」「機会がない」など

が多く挙げられています。

女性のスポーツへの参加率の低さについては、「第8次三重県スポーツ推進計画」においても指摘されており、本市においても女性がより気軽にスポーツに親しめるような推進が必要となっています。

本市出身の選手が所属する「岡山シーガルズ」によるバレーボール教室や「2009年第29回世界新体操選手権三重大会」の開催を契機に本市においても小学生を対象に「新体操教室」を開催しジュニア層へのスポーツの普及を図るなど、女性に親しみやすいスポーツの普及を進め、子どもの頃からの女性を取り巻くスポーツ環境を改善していくことが大きな課題です。



「岡山シーガルズ」バレーボール教室

### ○全市的な視野に立った取り組み

合併以前は、旧町ごとにスポーツイベントやスポーツ教室等を開催し、住民ニーズに応じて多目的グラウンドやテニスコート、体育館などのスポーツ施設が整備されてきました。また、地域のスポーツ団体である体育協会・スポーツ少年団や民間サークルの活動や、スポーツ推進委員による地域のスポーツ育成も各地域でそれぞれ行われてきました。

志摩市となってからは、体育協会・スポーツ少年団の組織は再編したものの、地域の特色あるイベントや大会等は従来のまま存続させるというスタンスを取っており、「志摩市」として一体感の持てるものにはなっていません。

今後は、こうした地域ごとの取り組みを引き続き活かしつつ、「志摩市」が一体となったイベントの開催や、プール、多目的広場等の重複する類似体育施設の統廃合や機能分担等、全市的な視野に立った取り組みが必要となっています

### 3. 基本理念「だれもがいつでも気軽に楽しめるスポーツ推進」

スポーツに親しむ市民の健康づくり、体力づくりから競技大会での優秀な成績を目指すものまで、その範囲は幅広く、これらを満足させるための体制づくりを行っていきます。

遊びの延長でスポーツに関わってきた時代から、スポーツ少年団に入ってスポーツをする時代に移り変わってきている今日、スポーツ少年団の役割は重要なものがあると思われます。

また、少子高齢化、医療費の高騰等は大きな社会問題となっていることから、スポーツを気軽に行える体制づくりや、市民のニーズにあったスポーツを行える体制づくりが必要であり、スポーツ施設の整備や充実について、補強計画を策定するなど総合的に検討することが必要です。

これらの諸問題を解決するため、市民、学校、行政が一体となり、だれもが、いつでも、気軽にスポーツに親しめる場づくりに努め、ジュニア期からの一貫指導システムにより、国内外の大会で活躍できる選手の育成に努めるとともに、関係団体と協働して、競技力向上に総合的に取り組みます。

基本理念の達成に向けて、次の3つを基本目標に掲げて計画的に取り組みます。

#### (1) 生涯スポーツの推進

- ・各種のスポーツ大会、レクリエーション・イベントの開催やトップレベルの競技スポーツに親しむ機会の提供に努め、市民のだれもが生涯を通じて、スポーツ、レクリエーションに親しむとともに、地域での活動に参加することができる環境づくりに努めます。
- ・スポーツ推進委員が受講する各種研修・体験等を生かし、地域に即した生涯スポーツの推進事業を企画・提案していきます。



生涯スポーツの推進（例：パークゴルフ）

#### (2) スポーツ施設の整備・充実

- ・スポーツ施設において、現地調査診断を行い、改修・耐震補強計画を策定し、施設の統廃合も視野に入れた総合的な整備を検討します。
- ・指定管理者制度の導入を検討するとともに、スポーツ施設の効率的な維持管理、学校開放施設の整備・充実に努めます。

### (3) スポーツ団体等の育成・支援

- ・市民の幅広いニーズに応えるため、各種団体の育成・支援に努めます。
- ・スポーツ少年団は青少年の健全育成を図るとともにスポーツの基礎を教えることにより、トップレベルの競技者となり、後進の目標となる人材の発掘・育成に努めます。
- ・体育協会ではスポーツレベルの向上と競技スポーツ人口の拡大及び育成に努め、市民の健康づくりのための環境整備を促進させます。
- ・学校教育におけるクラブ活動は、スポーツを通じて勝つ喜びと団体生活における人間形成をめざします。
- ・総合型地域スポーツクラブの育成を支援します。総合型地域スポーツクラブは、地域、市民が主体的に自主運営し、子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域のだれもが複数のスポーツ種目を楽しむことができるスポーツクラブです。現在、磯部地区、志摩地区、浜島地区で活動中であり、大王地区、阿児地区については、設立に向けた支援を行いながら、総合型地域スポーツクラブとの連携を密にしたスポーツ活動の場を提供できるよう検討します。
- ・生涯スポーツにおける各種団体の育成・支援と組織強化、指導者の養成を図ります。



レクスポ教室

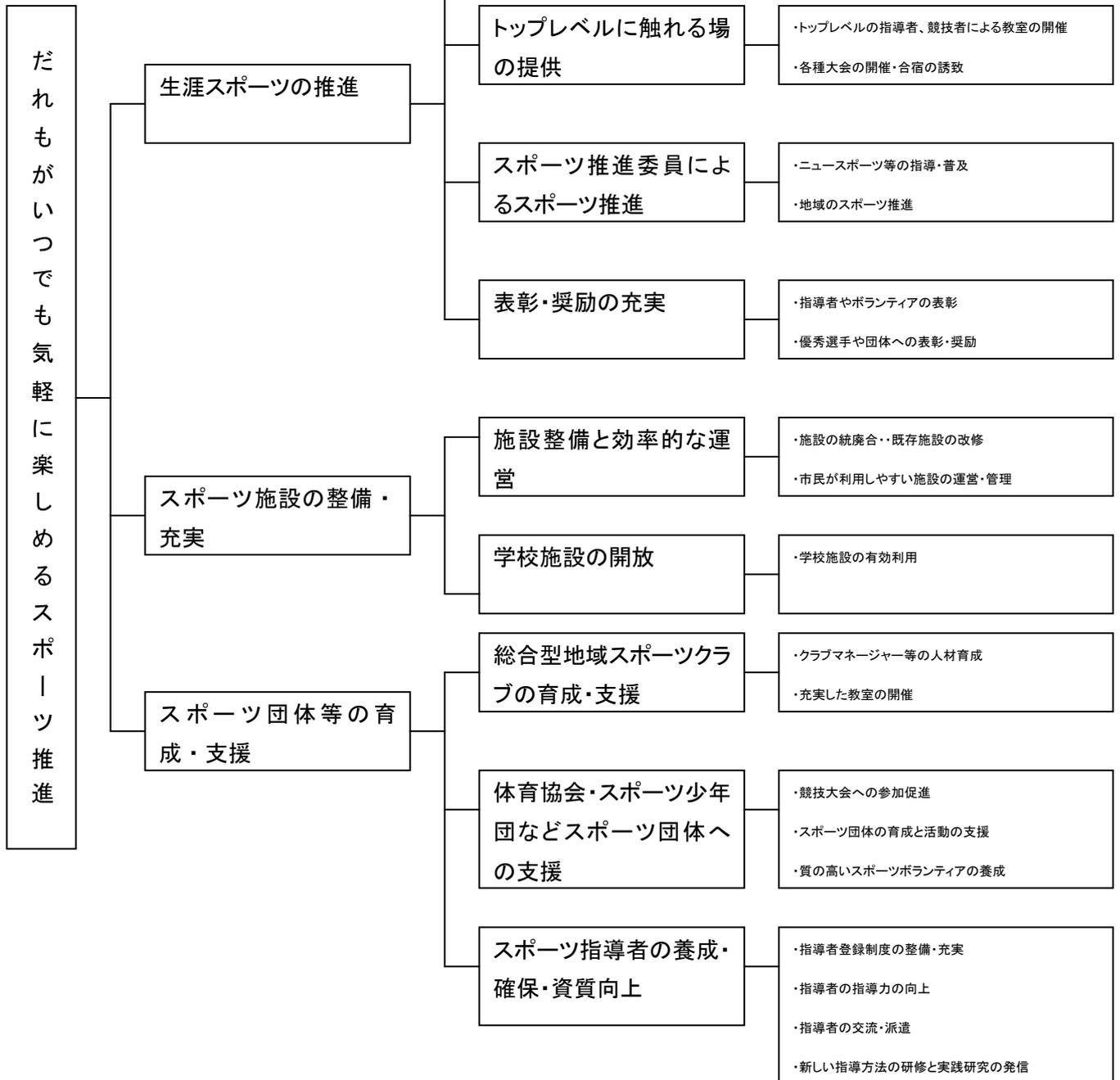
# 4. 計画の体系

【基本理念】

【基本施策】

【施策】

【具体的施策】



## 5. 基本施策

### (1) 生涯スポーツの推進

#### ①スポーツ・レクリエーション活動の推進

##### 取り組みの方向

##### ■「スポーツ観光都市」づくり

スポーツは地域に元気をもたらします。「里海ツーリズム」と「スポーツツーリズム」の両面から、新しい里海創生によるまちづくりを進める中で、市民向けの「スポーツ都市宣言」をさらに発展させ、観光関係部局等が主体となった誘客へも結びつくような形の「スポーツ観光都市宣言」を制定し、誘客のみならず地域ぐるみでスポーツを楽しみ支えることで、地域内のスポーツ人口及び交流人口の拡大につながる「スポーツ観光都市」づくりに取り組みます。

##### 【主な取り組み】

- ・スポーツ観光都市づくりへの取り組み

##### ■ニュースポーツ及びレクリエーションの普及

スポーツに対する市民のニーズは高度化・多様化しており、ニーズを反映したスポーツ大会、スポーツ教室などを企画・開催する必要があります。

また、スポーツ大会は、総合型地域スポーツクラブなどで日常的にスポーツをしている人が成果を発揮する場としての意義も併せ持ちます。

すべての市民がスポーツに親しむことのできる機会を提供するため、子どもから高齢者にいたるまで幅広い年齢層に応じたスポーツ教室や講座、だれもが参加できるイベントの開催に努めます。

##### 【主な取り組み】

- ・スポーツ教室・講座などの開催
- ・関係団体と連携して、だれでも気軽に楽しめるニュースポーツ種目の普及・推進に努めます。
- ・高齢者・障がい者向けのプログラムの充実
- ・身体障がい者体育大会の開催

##### ■高齢者や障がい者向けのプログラムの充実

高齢者のスポーツは、生活習慣病や寝たきりの予防、高齢者の生きがいづくりなど、様々な面で効果が期待できると言われています。また、スポーツを通じた障がい者の社会参加が広がるよう、障がいの種類や程度、ライフステージに応じ、障がい者が身近な地域で日常的にスポーツに親しむ環境づくりに取り組むことが必要です。

高齢者や障がいのある方が気軽にスポーツを楽しむことができる場を提供し、心身の健康づくり・生きがいづくり・仲間づくりに寄与することができるよう、スポーツ関係団体と連携し、そ

の充実に努めます。

**【主な取り組み】**

- ・高齢者・障がい者向けのプログラムの充実 ※再掲

## ■地域のスポーツイベントの充実

「パールブリッジ・ジョギング・ウォーキング大会」や「スポーツまつり」、「いそべふれあいフェスタ」など、子どもから高齢者まで、市民に幅広いスポーツ・レクリエーション活動の場を提供します。

**【主な取り組み】**

- ・健康ウォーキングの推進
- ・関係団体と連携して、だれでも気軽に楽しめるニュースポーツ種目の普及・推進に努めます。 ※再掲
- ・高齢者・障がいのある人向けのプログラムの充実 ※再掲

## ■スポーツ安全保険への加入促進

安心してスポーツを楽しめるよう、万一の事故に備えてスポーツ安全保険への加入の重要性を啓発し、加入を促します。

**【主な取り組み】**

- ・スポーツ安全保険への加入促進

## ②トップレベルに触れる場の提供

### 取り組みの方向

## ■トップレベルの指導者、競技者による教室の開催

市民の競技力・技術の向上と、夢をもってスポーツ活動を行うために、各種大会や合宿を通じて、志摩市出身のプロスポーツ選手や引退した人たちなどによるスポーツ教室を関係機関・団体等の協力を得ながら開催できるよう努めます。

**【主な取り組み】**

- ・プロスポーツ選手等によるスポーツ教室

## ■各種大会の開催・合宿の誘致

全国大会や東海大会など多くの宿泊を伴うようなスポーツ大会を積極的に誘致し、本市に及ぼす経済効果を増大させます。

また、大会などを通じてこの地域が冬季でも気候が温暖であることや、豊かな自然につつまれた練習の適地であることを体感していただき、個々の団体合宿誘致につなげます。

志摩の自然を生かしたビーチバレーやシーカヤック等ビーチスポーツ文化の普及を関係部局と進めていきます。あわせて、マリンスポーツなどの地域の特色を生かしたスポーツを通じて市民と市外の人々がふれあい、幅広く多様な交流が生まれるよう、さまざまなスポーツ活動の場の提供に努めます。

**【主な取り組み】**

- ・シニアソフトボール大会
- ・様々な種目における大学、高校等の合宿
- ・ビーチスポーツ文化の普及

### ③スポーツ推進委員によるスポーツ推進

#### 取り組みの方向

##### ■ ニュースポーツ等の指導・普及、地域のスポーツ推進

志摩市スポーツ推進委員35名(定数)は、スポーツ推進委員が受講する各種研修・体験等を生かし、地域に即した生涯スポーツの推進事業を企画・提案していきます。

特に磯部地区での「レクスポ教室」によるニュースポーツおよびレクリエーションの普及は地域のスポーツ推進として欠かせない存在となっています。

また、スポーツ推進委員は国の「スポーツ基本計画」でも、総合型地域スポーツクラブの創設・育成に積極的にかかわり、市民と行政の調整役(コーディネーター)としての役割を期待しています。

**【主な取り組み】**

- ・スポーツ教室・講座などの開催 ※再掲
- ・市民への実技指導や市民のニーズを踏まえたスポーツ推進の取り組み
- ・総合型地域スポーツクラブの創設・育成の市民と行政との調整役
- ・スポーツ推進委員の適正化
- ・女性スポーツ推進委員の積極的な登用

### ④表彰・奨励の充実

#### 取り組みの方向

##### ■ 指導者やボランティアの表彰

長年にわたって市のスポーツ推進に尽力した指導者やボランティアを対象として、表彰を行い、市民のスポーツ活動を応援します。

**【主な取り組み】**

- ・指導者やボランティアの表彰
- ・広報紙等による功労者の周知

##### ■ 優秀選手や団体への表彰・奨励

スポーツ大会や競技会等で活躍した優れたスポーツ選手や団体を表彰・奨励し、市のスポーツ水準の向上を図ります。

**【主な取り組み】**

- ・優秀選手や団体への表彰・奨励
- ・国際大会、全国大会等に出場する選手や団体への支援

## (2) スポーツ施設の整備・充実

### ①施設整備と効率的な運営

#### 取り組みの方向

#### ■施設の統廃合・既存施設の改修

多様化する市民ニーズを的確に把握しながら、「志摩市総合計画」との整合性を図り、優先順位をつけて、日常的にスポーツに親しみ、気軽に健康づくりを行うことのできる拠点施設の整備を図ります。

また、学校の統廃合に関連して、体育館などを社会体育施設として転用（活用）についても、全庁的な跡地・施設利用計画と整合性を図りながら、利用状況等も鑑み検討していきます。

##### 【主な取り組み】

- ・施設の整備
- ・類似施設の統廃合や機能分担の検討

#### ■市民が利用しやすい施設の運営・管理

多様化する市民ニーズの中で、市内のスポーツ施設を有効に活用するため、公共スポーツ施設とともに、プール・テニスコート等、民間スポーツ施設の利用を促進します。

効率的かつ効果的なスポーツ施設の管理運営を推進するため、指定管理者制度の活用による管理運営経費の縮減を図るとともに、利用者ニーズへの柔軟な対応によってより質の高いサービスの提供に努めます。

また、スポーツ施設の利用状況を踏まえて類似施設の統廃合や機能分担を検討するとともに、利用者の受益に見合った適切な料金設定となるよう、スポーツ施設の利用料金の見直しを行います。

##### 【主な取り組み】

- ・民間スポーツ施設の有効活用
- ・指定管理者制度による施設の管理運営
- ・類似施設の統廃合や機能分担の検討 ※再掲
- ・利用料金の適正化

### ②学校施設の開放

#### ■学校施設の有効利用

本市では、学校施設（体育館・運動場）の開放に取り組み、市内の小中学校体育館及び運動場が開放され、多くの市民に利用されています。現在行われている地域住民に対する学校施設の開放を推進するため、利用者の意見を反映させながら、体育館や運動場の活用などを検討します。

また、学校の統廃合に関連して、体育館などを社会体育施設として転用（活用）についても、全庁的な跡地・施設利用計画と整合性を図りながら、利用状況等も鑑み検討していきます。※再掲

**【主な取り組み】**

- ・ 学校施設の開放
- ・ 施設の整備 ※再掲

## (3) スポーツ団体等の育成・支援

### ①総合型地域スポーツクラブの育成・支援

#### ■クラブマネージャー等の人材育成

地域でのスポーツ活動を総合的に推進するため、総合型地域スポーツクラブの設立を促進し、設立後一定期間の運営支援を行うとともに、地域住民のスポーツ活動を推進します。

また、市民による自主的なスポーツ推進を促進するため、組織や事業の企画・運営などの専門的な知識やノウハウによって地域スポーツをマネジメントできる人材の育成に努めます。

スポーツクラブを円滑に運営・育成していくために必要な熱意と知識・技術を有する人材を育成するため、先進事例に関する研修会、クラブマネージャー養成研修会への参加や情報提供に努めます。

子どもから高齢者まで、様々なスポーツをする人が、それぞれのレベルに合わせて参加できる教室の開催に努めます。

**【主な取り組み】**

- ・ 総合型地域スポーツクラブの設立・運営支援
- ・ スポーツマネジメント人材の育成

#### ■スポーツ団体等の育成支援

体育協会やスポーツ少年団等、生涯スポーツ団体の活動の充実を図るため、団体間の連携強化に努めるとともに、自主自立に向けた活動を支援します。

**【主な取り組み】**

- ・ 生涯スポーツ団体等の支援
- ・ 生涯スポーツ団体等の自主自立への支援

#### ■スポーツボランティアの養成

様々な種目において、平成 33（2021）年には本市においても国民体育大会の競技種目の開催が計画されており、全国大会等のスポーツイベントを運営できるよう、質の高いスポーツボランティアを養成しスポーツを「支える」活動を促進するため、競技大会の運営等を支援するスポーツボランティアの組織化や、県が推進する「みえのスポーツ応援隊」等の活用も視野に入れた取り組みを検討します。

**【主な取り組み】**

- ・ スポーツボランティアの養成及び組織化
- ・ 「みえのスポーツ応援隊」等の活用

## ②スポーツ指導者の育成・確保・資質向上

### 取り組みの方向

#### ■指導者登録制度の整備・充実

市民の誰もが日常的にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を推進するため、適切な指導を行うことができスポーツ指導者を養成・確保することが必要です。

このため、体育協会やスポーツ少年団等と連携し、共通する内容の講習会・研修会については合同で開催して、学校運動部活動の顧問や指導者の参加を呼びかけながら、指導者の資質と指導力の向上を図り、効果的な育成に努めます。

また、公認スポーツ指導者相互の連携と活動の促進を図るとともに、今後、指導者登録制度として指導者バンクを設立し、市民や学校からの要請に応じて適切な指導者を派遣できる体制を整備します。

##### 【主な取り組み】

- ・各種講習会・研修会の開催
- ・スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成講習会の開催
- ・指導者バンクの構築

#### ■新しい指導方法の研修と実践研究の発信

県内外で開催される、指導者研修会へ積極的に参加します。また、実績ある優れた指導者を招聘し市内で講習会を開催します。

##### 【主な取り組み】

- ・東海四県スポーツ推進委員研究大会への参加
- ・東海四県スポーツ推進委員研究大会の支援

## 6. 計画の推進

### (1) 職員等の充実

本計画の推進にあたって、効果的で効率的な執行体制を確立するため、行政機構全体の中でスポーツ推進委員数の適正化やスポーツ推進を担当する職員の充実に努めます。

### (2) 数値目標の設定

本計画を推進するため、次に挙げる5項目で具体的な数値目標を設定し、計画の成果を計ります。

(数値目標)

	現状値	目標値(平 37)
成人の週1回以上のスポーツ実施率 注1)	68.8% (平 26)	70.0%
総合型地域スポーツクラブ数	3クラブ (平 26)	5クラブ
スポーツ・レクリエーション施設利用者数	106,315人 (平 26)	106,315人
スポーツ少年団数	28団 (平 26)	28団
体育協会の専門部数	19専門部 (平 26)	20専門部

注1) 1回20分以上行う運動の実施率

### (3) 実施計画の策定

本計画を推進するため、財政計画との整合を図りながら、各施策を推進するための事業を明らかにする実施計画を作成します。

### (4) 計画の進行管理

スポーツ推進審議会において、計画の進捗状況などを確認しながら、計画全体の推進を図ります。

## (用語解説)

- コミュニティ・・・・・・・・居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
- スポーツ振興法・・・・・・・・スポーツ行政の基本法。1961年（昭和36）制定。国民の生活と健康に寄与するためのスポーツ振興を目的とする。
- スポーツ基本法・・・・・・・・スポーツ振興法が全面改正される形で2011年（平成23年）制定。国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。
- ライフスタイル・・・・・・・・生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
- NPO・・・・・・・・《non-profit organization》民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。
- ボランティア・・・・・・・・自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。
- 指定管理者制度・・・・・・・・公の施設の運営に係る住民サービスの向上、行政コストの節減等を図ることを目的に、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が改正されたことによって新たに創設された制度。民間事業者、NPO法人、ボランティア団体なども指定管理者として公の施設の管理・運営を行うことができる制度。
- 総合型地域スポーツクラブ・地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、複数の種目に親しむことができ、子どもから年配の方まで、また、初心者からトップレベルのアスリートまで誰もが楽しむことができるものです。国のスポーツ基本計画では、2010年までに、全国の各市町村において少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを育成することを目標としています。
- リハビリテーション・・・・・・・・身体に障がいのある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が当てられる。
- コミュニケーション・・・・・・・・社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を伝達し合うこと。言語・文字・身振りなどを媒介として行われる。
- 新体操・・・・・・・・音楽に合わせて、手具を使って演技する体操競技。個人種目と団体種目とがある。手具はボール・輪・ロープ・リボン・こん棒の5種。
- 一貫指導システム・・・・・・・・一貫指導を効果的に実施するために、指導者やサポートする各種役割のスタッフなどの人的資源、競技・練習の施設・用具などの物的支援、指導プログラムなどの知的・文化的資源、経済的バックアップのための財政的支援、さらにはそれを有機的に連携させて経営していくマネジメント機能を一体的に組み合わせて、育成・強化を最適化して実行していく総合的な仕組み。
- ニュースポーツ・・・・・・・・新しく考案された、あるいは、新しく日本に紹介されたスポーツの総称。競技性を重視せず、誰でも参加できることを目的としたスポーツの総称。
- レクリエーション・・・・・・・・仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり行楽や運動を楽しむこと。
- ビーチスポーツ・・・・・・・・海浜、浜辺、なぎさで行うスポーツ。ビーチバレーなど。
- クラブマネージャー・・・・・・・・総合型地域スポーツクラブ全体の経営管理（マネジメント）を行う立場にある人のこと。

(参考資料)

## 志摩市スポーツ推進審議会委員

平成27年4月1日現在

区 分	氏 名	備 考
会 長	濱口 茂之	志摩市体育協会 ※平成27年11月25日付会長退任
副 会 長	柳生 正仁	浜島地区 ※平成27年11月25日以降会長代理
委 員	矢田 智次	市内総合型地域スポーツクラブ
〃	太田 和正	志摩市スポーツ推進委員
〃	奥村 宏美	志摩市スポーツ推進委員（女性部会）
〃	谷水 総志	志摩市スポーツ少年団
〃	廣野 昌一	社会体育施設指定管理者
〃	厚見 和人	志摩市中中学校体育連盟
〃	寺本 稔	大王地区
〃	中井 辰男	阿児地区
〃	中原 秀信	磯部地区
〃	浦口 洋	志摩地区

※ 順序不同

## 志摩市スポーツ推進審議会 審議経過

開催年月日	審 議 内 容
平成 26 年 11 月 26 日	平成 26 年度 第 1 回志摩市スポーツ推進審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画策定までの進め方について</li> <li>・ アンケート調査の実施について</li> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画（計画の概要）についての検討</li> </ul>
平成 27 年 3 月 24 日	平成 26 年度 第 2 回志摩市スポーツ推進審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画の進捗状況について</li> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画（アンケート調査）の中間報告</li> </ul>
平成 27 年 6 月 29 日	平成 27 年度 第 1 回志摩市スポーツ推進審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画について</li> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画（アンケート調査）の結果報告</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">調査対象 小学 5 年生 401 人                            中学 2 年生 462 人                            高校 2 年生 216 人                            成人 1,200 人                            合計 2,279 人</p> <p style="margin-left: 40px;">回収数 小学 5 年生 389 人                            中学 2 年生 440 人                            高校 2 年生 158 人                            成人 798 人                            合計 1,785 人</p> <p style="margin-left: 40px;">回収率 小学 5 年生 97.0%                            中学 2 年生 95.2%                            高校 2 年生 73.1%                            成人 66.5%                            合計 78.3%</p>
平成 27 年 12 月 15 日	平成 27 年度 第 2 回志摩市スポーツ推進審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ推進計画（素案）に対しスポーツ基本法第 31 条による志摩市スポーツ推進審議会の意見聴取</li> </ul>
平成 28 年 1 月 26 日 ～ 2 月 26 日	パブリックコメントの募集 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画（案）</li> </ul>
平成 28 年 3 月 3 日	平成 27 年度 第 3 回志摩市スポーツ推進審議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 志摩市スポーツ推進計画完成報告</li> </ul>

## ○志摩市スポーツ推進審議会に関する条例

平成 16 年 10 月 1 日条例第 120 号

改正

平成 23 年 12 月 27 日条例第 32 号

### (設置)

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。）第 31 条の規定に基づき、志摩市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (任務)

第 2 条 審議会は、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、志摩市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議する。

- (1) 法第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第 35 条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (5) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

### (任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 審議会の委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### **(会議)**

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### **(庶務)**

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

#### **(委任)**

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月27日条例第32号）

#### **(施行期日)**

1 この条例は、公布の日から施行する。

（志摩市スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の志摩市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第1項に規定する志摩市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第5条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第5条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。